平成２８年（フ）第１６７２号
名古屋市北区楠味鋺５丁目2212番地　ハイムときⅡ102号
債務者　鹿子木のぞみ
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０２４号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘９棟306号
債務者　石原　尚美
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０５４号
名古屋市北区山田４丁目15番27号（市営山田北荘419号）
債務者　三浦真由美
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１号
福岡県京都郡みやこ町国作513番地５
債務者　久場　　博
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
北海道標津郡中標津町西７条南10丁目３番地３　コーポナナハン105
債務者　東　　俊輔
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第１６８６号
埼玉県川口市大字峯1148番地の１　サンヒルズⅡ一201号
債務者　古市　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎2433番地１　サンビレッジ阿賀崎Ａ106号室、前住所岡山県倉敷市玉島乙島6187番地17
債務者　渡辺久美子（旧姓坂東）
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４８２８号
大阪府摂津市東正雀19番16一305号
債務者　林　千保子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４６７号
大阪府枚方市養父西町28番１一303号
債務者　高林　龍次
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６号
東京都西東京市芝久保町４丁目２番９号芝久保ハイツ207号
債務者　遠山　雅之
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第６６号
茨城県鹿嶋市大字青塚924番地５（旧住所）茨城県鹿嶋市大字和526番地４（方喰荘Ａ３）
破産者　松村　仁司
1　主文　当裁判所が平成28年12月27日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「茨城県鹿嶋市大字和526番地４（方喰荘Ａ３）」とあるを「茨城県鹿嶋市大字青塚924番地５（旧住所）茨城県鹿嶋市大字和526番地４（方喰荘Ａ３）」と更正する。
2　決定年月日　平成29年１月31日
水戸地方裁判所麻生支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１３号
秋田県南秋田郡五城目町内川湯ノ又字苗代沢14番地３
破産者　小玉　貴臣
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３１９号
札幌市北区北33条西９丁目１番１一802号
破産者　佐藤　康弘（旧姓井上）
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７５９号
横浜市都筑区茅ケ崎東１丁目１番１一508号、破産手続開始決定時の住所横浜市都筑区荏田東３丁目５番10号
破産者　福本　真一
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６１号
愛知県常滑市榎戸町３丁目169番地
破産者　伊藤　正洋
1　決定年月日　平成29年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６号
秋田県山本郡八峰町八森字椿台96番地８
破産者　鈴木　　悟
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部